

議案第 1 1 1 号

令和 2 年度芽室町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度芽室町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 , 0 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 9 , 3 4 6 , 1 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 月 2 7 日提出

芽 室 町 長 手 島 旭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,550,470	63,021	3,613,491
	1 国庫負担金	741,989	2,835	744,824
	2 国庫補助金	2,803,985	60,186	2,864,171
歳入	合計	19,283,140	63,021	19,346,161

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		4,238,173	63,021	4,301,194
	1 保健衛生費	3,994,858	63,021	4,057,879
歳 出	合 計	19,283,140	63,021	19,346,161

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	3,550,470	63,021	3,613,491
歳入合計	19,283,140	63,021	19,346,161

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 衛生費	4,238,173	63,021	4,301,194	63,021	0	0	0
歳出合計	19,283,140	63,021	19,346,161	63,021	0	0	0

(款)16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2衛生費負担金	21,894	2,835	24,729	1保健衛生費負担金	2,835	004 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 2,835 001 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 2,835
計	741,989	2,835	744,824			

(款)16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3衛生費補助金	2,528,417	60,186	2,588,603	1保健衛生費補助金	60,186	009 新型コロナウイルス対応臨時交付金 51,322 001 新型コロナウイルス対応臨時交付金 51,322 015 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金 8,864 001 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金 8,864
計	2,803,985	60,186	2,864,171			

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
10新型コロナウイルス対策事業費	2,992,570	63,021	3,055,591	63,021				10 需用費	205	新型コロナウイルス対策蔓延防止事業 18,581
				(国) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 2,835				11 役務費	970	10 需用費 5 001 消耗品費 5
				(国) 新型コロナウイルス対応臨時交付金 51,322				12 委託料	10,540	11 役務費 76 002 郵便料 16
				(国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金 8,864				14 工事請負費	150	007 チラシ折込料 60
								17 備品購入費	2,656	18 負担金補助及び交付金 18,500 031 新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金
										18 負担金補助及び交付金 48,500
									11 役務費 96 002 郵便料 6 007 チラシ折込料 90	
									18 負担金補助及び交付金 30,000 092 中小企業等事業継続支援金 30,000	
									新型コロナウイルス対策広報・広聴事業 814	
									12 委託料 814 021 芽室町公式SNS作成委託料 814	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
									17 備品購入費 825 001 パソコン購入費 572 002 プリンター購入費 253	
計	3,994,858	63,021	4,057,879	63,021						

新型コロナウイルス対策蔓延防止事業

参考資料1

●新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対策を行う事業者に対し、その費用を補助する。

2 事業の概要

- (1) 対象事業者 対面サービス・販売を行う事業者（飲食店、宿泊業、持ち帰り・配達飲食サービス、小売業、洗濯・理容・美容・浴場業）で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行った者。
- (2) 補助対象事業 飛沫対策（アクリル板やビニールシート等の購入）、換気対策（空気清浄機、空気清浄機能付きエアコン、換気扇設置等）、来店者の健康状態の把握器具の購入、設置（非接触型体温計、サーモカメラ等の購入）
- (3) 補助対象期間 令和2年4月から令和3年2月末までに契約、支払い、納品を完了したもの及び納品予定のもの。
- (4) 補助金額 補助率 10/10 上限 10万円
- (5) 申請見込 185件

新型コロナウイルス対策商工業支援事業

参考資料2

●中小企業等事業継続支援金

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業等に対し、事業を持続するための支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 対 象 令和2年11月・12月の売上が前年同時期と比較して50%以上減少した町内中小企業等
- (2) 給 付 額 最大50万円
- (3) 計算方法 令和2年11月・12月の売上の合計と前年同時期の売上を比較し、50%以上売上が減少している場合、令和2年11月・12月の売上合計と前年同時期の売上合計の差額を支援金として給付する。(最大50万円)
例) 令和2年11月・12月売上合計 50万円 ÷ 前年同時期売上合計 125万円 = 60%減少
前年同時期売上合計 125万円 - 令和2年11月・12月売上合計 50万円 = 75万円(上限50万円)
- (4) 申請見込 60件

●無料通信アプリ導入事業

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の状況下における町の情報発信について、無料通信アプリ「LINE」に「芽室町 LINE 公式アカウント」を導入することで、「非接触」「拡散性」「即時性」を兼ね備えた情報発信を行う。

2 事業の概要

公式アカウントでは、次のような情報発信を行う。

(1) 配信情報

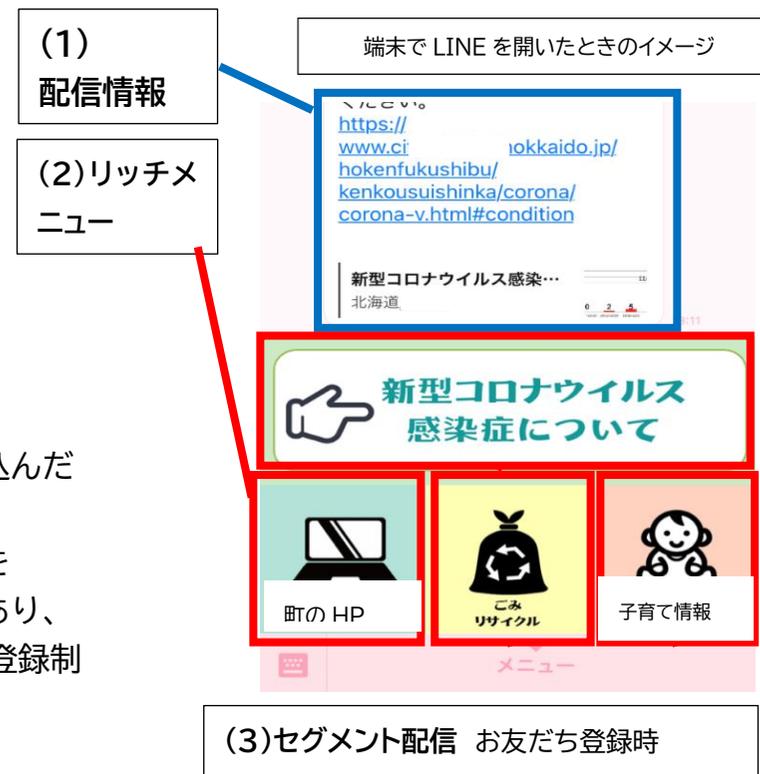
- ・メッセージとして配信する内容のこと。
- ・LINE の場合は、プッシュ機能（お知らせする機能）があるため、これまでの SNS に比べて、読まれる可能性が高まる。
- ・新型コロナウイルス感染症に関するタイムリーな情報を発信する。

(2) リッチメニュー

- ・公式アカウントページを開くと常に表示される内容のこと。
- ・アイコンをタップすると、町のホームページにリンクするなど、組み込んだ機能につなげることができる。
- ・今回は、子育て支援分野において、コロナ禍で、妊婦や小さなお子様を抱えるお母さんらとのコミュニケーションが困難になっている課題があり、そうした世代（=LINE を当たり前に使っている世代）にまずは絞って登録制のメニューを組み込む。

(3) セグメント配信

- ・友だち登録をしていただく際に、「年代・住まいの地域・興味のあるジャンル」などを選択して登録いただく。この情報をもとに、必要な情報を必要な方に届けることができる。



新型コロナウイルス対策公共施設管理事業

参考資料4

●地域集会施設等飛沫防止パネル設置

1 事業の目的

地域住民が、町内会・行政区活動等に利用する公共施設における、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、各施設に移動式のパーテーションを配置する。

2 事業の概要

- | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|
| (1) 対象施設 | 地域集会施設 (30 か所)、上美生農村環境改善センター、保健福祉センター | 合計 32 か所 |
| (2) 配置数 | 1 施設 10 枚 | |

3 担当

企画財政課公共施設マネジメント係、総務課契約管財係、保健福祉課社会福祉係

1 事業の目的

新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合、迅速かつ適切に接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の発症予防・重症化予防を図る。

※新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する。

2 事業の概要

(1) システム改修、パソコン等備品購入

- ①健康管理システム改修（予防接種台帳システム等）
- ②接種管理用パソコン など

(2) 接種券等の印刷・郵送

- ①対象者への個別通知（接種券・事業案内 など）

※65歳以上の方に対し3月中に個別通知を発送する想定。それ以外の方については、4月以降。

- ②予診票等の準備

(3) 接種実施体制の調整・確保

- ①医療機関との調整・契約
- ②超低温冷凍庫の設置場所の選定
- ③ワクチン接種の実施、費用の請求・支払い など

※感染リスク及び医療提供体制の確保の観点から、医療従事者等を接種順位の上位として実施。

(4) 相談体制の確保

- ①相談体制の検討・整備（相談用電話の設置 など）
- ②住民への適切な情報提供（広報）